



入居募集



入居資格

《共通事項》

- ・雄武町内に住所を有する人または有することになる人。
- ・町税などに滞納がないこと。
- 町営住宅（団地）
- ・所得が政令月収で一般世帯は15万8千円、裁量世帯は25万9千円を超えないこと。
- ※政令月収とは、給与所得者は1年

個人事業税の納期限について

個人事業税は、道内に事務所（事業所）のある個人が、地方税法などで定められた事業を営む場合に、その事業の所得を基礎として課税される道税です。

事業の所得から各種控除額を差し引いた金額に事業に応じた税率を乗じて算出します。

第一種事業

・物品販売業、不動産貸付業、飲食店業など（5%）

第二種事業

・畜産業、水産業など（4%）

第三種事業

・医業、理・美容業、クリーニング業など（5%）

・あん摩はり・きゅう業など（3%）
紋別道税事務所から送付する納税通知書は、第1期分と第2期分を一緒に送付しますので、次の納期限までに納めてください。

なお、第2期分の納税通知書は紛失しないようにお気を付けください。

第1期分 8月31日(木)まで

第2期分 11月30日(木)まで

※年税額が1万円以下の場合、第1期分の納期限である8月31日までに全額を納めてください。

納税方法について

地方税統一QRコード（eL・QR）やeL番号を用いたスマートフォンやパソコン、クレジットカー

●町営住宅

	団地名	間取り	建築年度	戸数	家賃	単身
新規	魚田①	3DK	昭和52年	1	9,100円～19,700円	可
	魚田②	3LDK	昭和55年	1	11,100円～22,500円	可
継続	旭日	3LDK	平成5～7・9～11年	9	21,000円～53,200円	不可
	宮下	3LDK	昭和59年	1	13,400円～26,200円	不可
	緑町	3LDK	平成24年	1	20,100円～46,300円	不可
	潮見	3LDK	昭和61～63年	5	16,000円～40,000円	不可
	幌内	3LDK	昭和51年	1	7,800円～18,000円	可

間の給与所得控除後の金額に、自営業者は1年間の事業所得から必要経費を控除した金額に、扶養控除などを差し引いた額を12で除したものです。

※裁量世帯とは、高齢者世帯（60歳以上）、高齢者と18歳未満の世帯、障がい者（障がいの程度による）がいる世帯、乳幼児がいる世帯、

婚姻後2年以内で夫婦ともに35歳未満の世帯（小学生以下の児童がいる場合も可）などです。

申込方法

・役場備え付けの申込用紙に入居する人の住民票を添えて提出してください。

・令和5年1月1日に他市町村において住民登録されていた人は当該市町村で発行される市町村民税課税証明書、所得証明書などの直近1年分の所得が分かるものと、納税証明書も合わせて提出してください。

・町営住宅に申し込みの際は、マイナンバーのわかるものを持参してください。

選考方法

・申込者多数のときは、住宅困窮度の高い人から入居決定し、困窮度が同じ場合は抽選とします。

※最新の住宅情報は、ホームページで公開しています。申込用紙もダウンロードできます。

<https://www.town.ounu.hokkaido.jp/>

※住宅使用料のお支払いには、安心便利な口座振替が利用できます。

応募締切

新規 8月15日(火)

継続 随時受付

※問い合わせ時に募集を終了している場合があります。

国税庁管理課税関係

た消費税の年税額をいいます。

前年実績による中間申告

令和4年分の確定消費税額に応じて、表により算出した中間納付税額を記載した「消費税及び地方消費税の中間申告書」および「納付書」を紋別税務署から送付しますので、必要事項を記入し、紋別税務署に中間申告書を提出するとともに、消費税および地方消費税を納付してください。

仮決算に基づく中間申告

事業状況が令和4年と著しく異なる場合などは、各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額および地方消費税額により中間申告、納付ができます。

なお、この計算により税額がマイナスとなった場合でも還付を受けることはできません。

また、中間申告の期限までに中間申告書を提出されなかった場合でも、表により算出した中間納付税額が納付すべき税額として確定しますので、納付期限までに必ず納付してください。

消費税および地方消費税の中間申告は、「e・Tax（国税電子申告・納税システム）」をご利用できます。詳しくは、e・Taxホームページをご覧ください。

消費税および地方消費税（個人事業者）の納税には、振替納税が便利です。振替納税を利用するために必要な口座振替依頼書は、国税庁ホームページから入手できます。



税金

家屋調査へのご協力について

今年中に新築や増築をした家屋については、来年度から固定資産税が課税されることとなります。その税額を決定するために、課税係職員が訪問し、内装・外装の調査を行いますので、ご協力をお願いします。

調査時期

家屋完成後に電話または文書で日程調整を行います。引越前や使用開始前に調査を希望される場合は、課税係までご連絡ください。

その他

家屋調査を行うにあたり、図面が必要となります。事前にお持ちの図面のコピーを取らせていただくか、建築業者から図面を取り寄せさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

固定資産税の減額対象となる家屋については、家屋調査時に申請書を記入していただくため、印鑑の準備をお願いします。（後日提出も可能）

未登記家屋は、町で状況が把握できず、固定資産税の課税に支障をきたす可能性があることから、必ず課税係までご連絡ください。

国税庁管理課税関係

ムページから入手できます。

国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/e-Taxホームページ>

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

紋別税務署（紋別市南が丘町2丁目）

☎ 0158・23・2191

令和4年分の確定消費税額	中間申告・納付の回数	中間納付税額	申告・納付期限
48万円超 400万円以下	年1回	令和4年分の確定消費税額の12分の6の消費税額とその78分の22の地方消費税額	8月31日(木) (振替納税利用の場合の振替日) 9月27日(木)
400万円超 4,800万円以下	年3回	令和4年分の確定消費税額の12分の3の消費税額とその78分の22の地方消費税額	詳細は国税庁ホームページでご確認ください。
4,800万円超	年11回	令和4年分の確定消費税額の12分の1の消費税額とその78分の22の地方消費税額	